平成２２年（フ）第４８６号
岡山県倉敷市中庄1888番地16
債務者　藤村　週二
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1403番地４
ヴィラハイツ・K203
債務者　藤野真由美
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５９２号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目６番地13
債務者　眞下　珠美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６２２号
群馬県前橋市昭和町１丁目３番16号
債務者　丸山　利夫
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４１号
群馬県伊勢崎市三室町4342番地８
債務者　塚崎チエ子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５４号
群馬県前橋市大前田町819番地３
債務者　飯嶋　淳一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０５号
群馬県高崎市片岡町３丁目20番９号
債務者　櫻井　　弘
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０９号
群馬県高崎市新町1236番地８　県営125号
債務者　不破　信彦
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５６８号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇400番地の10
ネクスコート世利伊302号
債務者　村上　功枝（旧姓我那覇）
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５７４号
沖縄県那覇市首里寒川町１丁目29番地２
債務者　上地久美子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８８２号
愛知県岡崎市六名本町19番地９　天野ビル501、従前の住所愛知県岡崎市康生通南３丁目32番地２　ユニーブル康生通605
債務者　山村　松樹
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
愛知県岡崎市六名本町19番地９　天野ビル501、従前の住所愛知県岡崎市康生通南３丁目32番地２　ユニーブル康生通605
債務者　山村　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
愛知県豊橋市向草間町字北新切40番地２
Ｂ―202
債務者　箕浦　　厚
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５６９号
青森市古川１丁目10番２―905号
債務者　多田　仁志
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
青森市北金沢２丁目14番１号　きたかなざわ蒼い杜５号
債務者　成田　行男
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
栃木県栃木市今泉町２丁目８番41号
債務者　長谷川由美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部